

保険者訪問 「泳ぐ宝石」金魚のふるさと

長洲町



特産の金魚（ランチュウ（左）とオランダシシガシラ）



➤ 長洲町の概況は？

長洲町は、熊本県北部に位置し、西南部を有明海と接していて、長洲港と対岸の長崎県島原半島多比良港間にはフェリーが運航されています。

金魚の町として有名で、約350年前の江戸時代の文献に養殖の記録が残っています。明治になって大量生産されるようになり、九州や全国各地に出荷されています。毎年5月に開かれる「火の国長洲金魚まつり」では、金魚すくい選手権大会や展示即売などが行われ、多くの人でにぎわいます。

また、毎年1月の第3日曜日（今年は16日）に、四王子神社で「的ばかい（破魔弓祭）」が開かれます。約850年もの伝統ある祭りで、家内安全・無病息災を願って、締め込み姿の男たちが的を激しく奪い合います。

人 口	17,083人	
国保被保険者数	4,661人	
	一般	4,136人
	退職	525人
後期高齢者数	2,415人	
世 帯 数	6,699世帯	
	国保世帯数	2,607世帯
医療機関等数	医科	8機関
	歯科	6機関
	調剤	4薬局
担 当 課	福祉保健介護課	

（平成22年9月末現在）

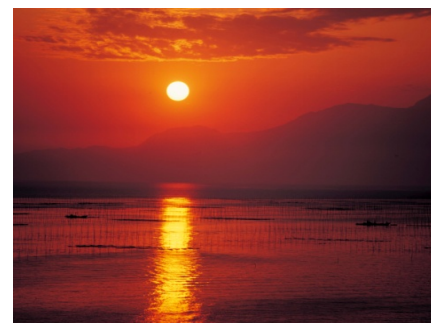


新春の風物詩「的ばかい」。「ばかう」は「奪う」という意味で、安土桃山時代に御神体を安置した円座を、御利益を求めて奪い合ったのが起源とされる。現在は、ワラと麻製の直径60cm、重さ6kgの的が使われる。男衆は力水をかけられながら、境内から町中、最後は有明海へと威勢よく繰り出していく

火の国長洲金魚まつり。金魚すくいに大人も子どもも夢中になる。下は会場の金魚と鯉の郷広場



有明海を隔てた島原半島の向こうに落ちる夕陽



▶ 力を入れている国保等の事業は？

特定健診の結果説明会、「少人数でわかりやすい」と好評です

今年度の特定健診は8月下旬に、がん検診とセットで実施しました。受診率は、平成20年度37%、21年度36.9%、今年度が11月現在31.2%で、未受診者については医療機関の協力も得ながら、若い世代から受診を呼びかけていく予定です。

今年は結果説明会にも力を入れました。健診時に説明会の予約を取って、10月に15日間、地区の公民館などを回って、昼夜合わせて延べ65回開催しました。参加率は昨年度57.2%でしたが、今年度は66.5%となりました。説明会に来なかった人には、11月に2回目の説明会を2日間設定し、再度参加を呼びかけました。

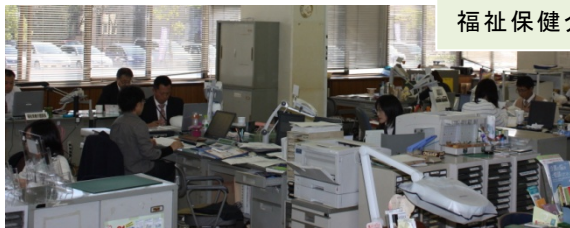
説明会は参加者を5～6人ずつに分け、保健師や管理栄養士がグループに1人ずつ付いて健診結果の見方などを説明しました。町では、血圧やHbA1c値、コレステロール値の高い人が多く、特にHbA1c値5.2以上の方が男女とも昨年比で約1割増えていることから、インスリンや糖尿病などについて資料を使って詳しく説明し、身体の中で何が起きているかを理解してもらうよう努めました。参加者からは「若い頃と同じように食べてはいけなと気づいた」「HbA1cやインスリンのことがよくわかった」などの感想が聞かれ、生活習慣を見直すきっかけにてもらえたのではと手応えを感じています。



「健診結果の見方は…」説明会で熱心に保健師の話を聞く参加者たち

また、血圧などが特に高かった人の中から最優先の50人をピックアップした3次予防対象者に対する家庭訪問も、担当地区ごとに説明会と同時期に実施しました。

今年度の反省として、健診の実施時期が夏の暑い頃だったことや、距離的に離れた地区の利便性の問題などが挙げられたため、来年度は健診や説明会の時期、場所をより多くの人に来やすいように考慮して、さらに受診率等の向上につなげていきたいと考えています。



福祉保健介護課の職場風景（左：役場内、右：保健センター）



併任徴収などの取り組みを進めて、収納率向上を図っています

町では、平成22年10月に玉名郡の南関、和水、玉東各町と併任徴収協定を結びました。4町が相互に職員を派遣しながら、合同で滞納者宅の搜索、差押えを行っています。通常は税務課納税係の4人で対応していますが、併任徴収の辞令は課税係職員も交付を受けているので、人数が必要なときは課税係も同行します。

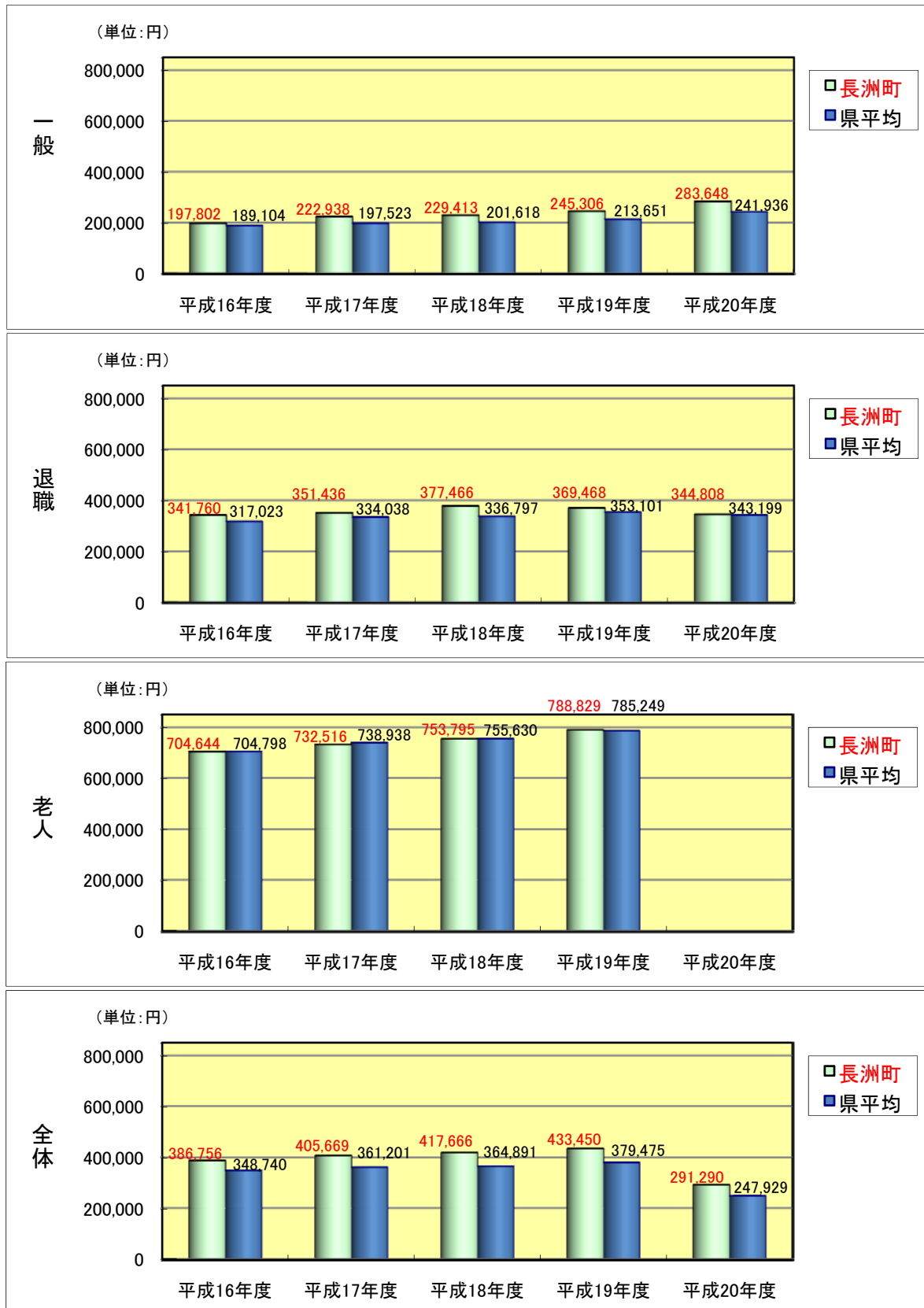
平成22年1月には、差し押さえた動産の公売会を初めて町単独で実施し、今後も年に1～2回行うことにしています。また、昨年度はインターネット公売を1回実施したほか、玉名地域振興局主催で玉名管内合同の公売会を同振興局で実施し、この1月にもまた実施予定です。

住民に対しては、町の広報誌に併任徴収に関する記事を大きく掲載して周知に努めました。

また、今年度は国保連合会の国保税徴収モデル事業にも参加し、特に困難な事例について講師の助言を受けながら取り組んでいます。

不況で非自発的の失業者が増加し、収入がなく保険税を払えないという人も増えているため、納税相談でもていねいに対応して、新たな滞納を作らないように心がけています。本当に払えない人と能力があるのに払わない人をどう見分けるのか、難しい問題であり、小さな町ならではの難しさもありますが、滞納者の話も十分聞いた上で、県の指導を受けたり、法的根拠についての勉強を深めながら、収納率向上に課を挙げて取り組んでいきます。

法制別 1人当たり診療費



注：上記グラフで、一般・退職・老人とは、それぞれ国保被保険者のうち、一般は「老人以外の者で退職者医療制度の適用を受けない者」、退職は「被用者年金の老齢（退職）年金受給権者であつて、被用者年金の加入期間が20年以上であるか若しくは40歳以降10年以上である者及びその被扶養者」、老人は「老人保健法による医療の給付の対象者」をいう（平成19年度まで）。平成20年度からは、老人は後期高齢者医療に移行したため表示しておらず、全体の数値は一般と退職のみの合計となっている。